

「花装飾制作設置等業務委託」提案競技実施要項

本提案競技実施要領は、「花装飾制作設置等業務委託」（以下「本業務」という）の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様及び募集内容について定めるものである。受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、本市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 件名

花装飾制作設置等業務委託

2 業務目的

令和8年2月9日～13日に開催される「WFTGA（世界ガイド連盟総会）」及び令和8年3月22日～26日に開催される「Fukuoka Flower Show2026」の機会を捉え、博多旧市街エリアにおける花装飾でのおもてなしを通して、エリアの魅力や価値を広くアピールするとともに、認知度向上に繋げることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

4 提案限度額

上限額 7,788,000 円（消費税及び地方消費税額含む）

※上限を超える場合は、失格とします。

5 委託内容

「仕様書」（**資料3**）のとおり

6 参加資格

次の各号に掲げる資格を有するものでなければ、この提案競技に参加することができない。なお、複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という）として参加する場合は、JV構成員が次の全てを満たしている必要がある。また、JVとして参加する場合は、構成員の全てがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

（1）地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

（2）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

7 JVでの参加

JVとして参加する場合は、応募時にJVを形成し、代表団体を定めること。その他条件は以下のとおりとする。

- (1) 各構成員が参加資格を満たしていること。
- (2) 各構成員は、本提案に関する2以上のJVの構成員になることはできない。
- (3) 応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は、原則として認めらない。

8 留意事項

(1) 受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、発注者である本市と受託者が協議の上、提案内容に基づき契約用の仕様書を定めることとする。ただし、協議及び関係機関等との調整の結果により、提案内容から変更することがある。

(2) 本要項に記載されていない事項で、本業務実施のために必要な業務は、受託者決定後に本市と受託者が協議の上決定する。

(3) 受託者が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) 著作権等の取扱いについては下記のとおりとする。

- ① 本業務を通じて制作した、成果物（クリエイティブ・写真・記事等）については、本市の観光プロモーションを行う上で、使用できるものとする。
- ② 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下「既存著作物」という）の著作権等

は、個々の著作者に帰属する。

- ③ 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

9 スケジュール

(1) 募集開始	令和7年12月10日(水)
(2) 質問書提出締切	12月15日(月)17時まで
(3) 質問回答	12月17日(水)予定
(4) 提案競技参加申込書提出締切	12月24日(水)17時まで
(5) 企画提案書提出締切	令和8年1月7日(水)17時まで
(6) 一次審査結果通知	1月9日(金)予定
※参加多数の場合実施	
(7) 審査委員会(オンラインプレゼンテーション)	令和8年1月13日(火)予定
(8) 事業者決定及び通知	1月14日(水)予定
(9) 契約締結	1月14日(水)以降

10 質問書の提出

- (1) 提出締切
令和7年12月15日(月)17時まで
- (2) 提出先
「13 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (3) 提出方法
様式1「質問書」により、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨、電話にて連絡すること。
- (4) 質問への回答
令和7年12月17日(水)までに下記福岡市ホームページ上に掲載を予定している。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

11 提案競技参加申込書の提出

- (1) 提出締切
令和7年12月24日(水)17時まで(郵送の場合は必着)
- (2) 提出先
「13 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (3) 提出方法
(4) に記載の書類について、原本を郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。また持参する場合の受取時間は、平日9時～17時とする。
- (4) 提出書類
以下の書類のうち、③～⑥については、提出日前3か月以内に発行された原本を提

出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有效期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあっては、②～⑩の提出を免除する。

① 提案競技参加申込書（様式2）

注) JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、その場合、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 会社概要（事業概要がわかるパンフレットでも可。）

③ 登記事項証明書（法人の場合）

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑦ 委任状（様式2-1）

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式2-1により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書（様式2-2）

注) 様式2-2に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑨ 役員名簿（様式2-3）

注) 様式2-3に、代表者及び役員（⑦の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任

社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑩ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式2-6をもとに作成のうえ提出すること。

(5) 参加辞退

参加申込を行った後、やむを得ない事情により参加を辞退する場合は、速やかに提案競技参加辞退届（様式4）を提出すること。

I2 提案競技企画提案書の提出

(1) 提出締切

令和8年1月7日(水)17時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出先

「I3 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

企画提案書の原本及びデータを下記に従って提出すること。

① 原本

郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

② データ

電子メールにて提出すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

(4) 企画提案書の作成

企画提案書作成要領（資料2）に従って作成すること。

(5) 提出部数

① 原本

正本1部、副本8部

② データ

正本、副本各1ファイル

I3 提出先及び問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

TEL: 092-711-4984 (直通)

メールアドレス: chiikikanko.EPB@city.fukuoka.lg.jp

I4 審査

(1) 一次審査（書面審査）

提案者が多数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、**審査**委員会（オンラインプレゼンテーション）参加対象者を5社程度に選抜する。**審査**結果は審査後速やかに全提案者へ通知を行う。なお、審査結果に関する異議・質問等については一切受け付けない。

結果通知：令和8年1月9日(金)予定

(2) 審査委員会（オンラインプレゼンテーション）

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技**審査**委員会（以下、「**審査**委員会」という。）において、評価項目配点表（資料4）に基づき、企画提案書の内容を審査し、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。但し、評価が一定基準に満たない場合、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

プレゼンテーションはオンラインで行うものとし、契約を締結した場合に当該事業を主に担当するものが説明を行うこと。なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は、対象事業者に電子メールにて通知する。

日時：令和8年1月13日(火)

時間：25分（説明15分・質疑応答10分 ※事業者数の多寡により配分時間を変更する場合あり）※プレゼンテーションは提出した企画提案書をもとに行うこと。

(3) 結果通知

令和8年1月14日(水)以降に、電子メールにて担当者へ連絡する。また、あわせて本市ホームページにおいても公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については一切受け付けない。また、審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務の受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

15 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

評価項目配点表（資料4）の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を決定する。

(2) 配点

各項目の配点は、評価項目配点表（資料4）のとおり。

(3) 最低基準

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者としない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、「2 花装飾制作」の評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

(5) 契約相手方決定後の手続き

審査委員会での選考に基づき、最優秀提案者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(6) 契約保証金

本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約の締結前に納付する必要がある。ただし、福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することがある。

16 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) **審査**委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 事業推進に必要な手続きを行わない場合

17 その他

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) **審査**結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後から最優秀提案者**審査**までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めないが、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 選定された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (9) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。